

浜松市勤労者共済事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市内の中小企業勤労者の福利厚生を充実し、豊かなくらしを実現し、もって中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与し、勤労者の福祉向上を図るため公益財団法人浜松市勤労福祉協会（以下「補助事業者」という。）が実施する浜松市・湖西市勤労者共済事業について予算の範囲内において浜松市勤労者共済事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金額)

第2条 補助の対象となる事業及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助事業者は、市税を完納し規則第4条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする年度の4月10日までに補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)補助対象事業に対する事業計画
- (2)補助対象事業に対する収支計画
- (3)団体の収支計画
- (4)市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
- (5)市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (6)暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

(交付等の決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、規則第5条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規則第7条第1項の規定により補助金交付額決定通知書（第4号様式）を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第5条 補助事業者は、前条の規定による交付の決定を受けた後、規則第6条第1項第1号の規定により補助事業の内容を変更する場合は、補助金交付変更申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更の承認通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認をすることが適当であると認めるときは、補助金交付変更承認通知書（第6号様式）を補助事業者に通知しなければならない。

(状況報告)

第 7 条 補助事業者は、規則第 1 1 条の規定により当該年度の 9 月 3 0 日現在の状況を 1 0 月 3 1 日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、規則第 1 3 条の規定によりただちに実績報告書 (第 7 号様式) に事業報告書及び収支報告書を添付して市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、規則第 1 4 条の規定により補助金確定通知書 (第 8 号様式) により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第 1 0 条 補助事業者は、規則第 1 6 条第 2 項の規定により補助事業の目的を達成するため概算払いを請求するときは、交付決定後ただちに補助金概算払承認申請書 (第 9 号様式) に資金計画書を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第 1 1 条 補助事業者は、第 9 条の規定により補助金交付確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して 1 0 日を経過した日までに、請求書 (第 1 0 号様式) を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 1 2 条 市長は、補助事業者が補助金の交付を受けた後、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、補助金の返還をさせることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき
- (2) この要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったとき

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの補助金に適用する。

別表（第2条関係）

事業区分	補助金額
<p>以下に掲げる事業の諸謝金、通信運搬費、消耗品費、手数料、印刷製本費、賃借料、保険料、健康診断等に要する経費、広告宣伝費、チケット等支払費、委託費、雑費を補助対象とする。</p> <p>1 在職中生活安定・老後生活安定・財産形成事業</p> <p>（1）法律相談事業</p> <p>（2）メンタルヘルス・子育て介護応援事業</p> <p>（3）生涯生活設計事業</p> <p>（4）財産形成に係る事業</p> <p>2 健康維持増進・自己啓発事業</p> <p>（1）健康教室開催事業</p> <p>（2）スポーツ・文化施設割引利用券助成及びコンサートチケット斡旋事業</p> <p>（3）健康診断・文化講座等推進事業</p> <p>（4）文化講座開催事業</p> <p>3 情報提供事業</p> <p>（1）広報事業</p> <p>（2）事業運営環境整備事業</p>	<p>当該事業に要する経費のうち 2分の1以内の額</p>

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）

浜松市長

住所又は
所在地

申請者

氏名又は
名称

補助金交付申請書

下記のとおり浜松市勤労者共済事業費補助金を交付されたく申請いたします。
記

- 1 補助事業の目的・内容及びその効果
- 2 補助事業の経費の配分・経費の使用法（補助対象事業に対する収支計画）、当該補助事業の遂行に関する計画（補助対象事業に対する事業計画）並びに完了予定日
- 3 補助事業の経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の負担方法
- 4 補助事業に関して生ずる収入金の有無
- 5 交付を受けようとする補助金の額及びその算出方法
- 6 その他

第 2 号様式（第 3 条関係）

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

申請者 住所又は
所在地
氏名又は
名称

浜松市勤労者共済事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、市において補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市勤労者共済事業費補助金

第3号様式（第3条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市勤労者共済事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

第4号様式（第4条関係）

浜松市指令産総雇第 号
年 月 日

申請者の氏名又は名称

浜松市長

補助金交付額決定通知書

年 月 日付け申請のあった浜松市勤労者共済事業費補助金として下記のとおり条件を付して補助金の交付を決定します。

金		百			千			円
---	--	---	--	--	---	--	--	---

記

条件

- 1 補助事業の中止又は廃止及び内容又は経費の配分を変更する場合は市長の承認を受けること。
- 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 5 事業完了後速やかに別に定める様式により補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- 6 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 7 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求をうけたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 8 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 9 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は
名称

補助金交付変更申請書

年 月 日付け浜松市指令産総雇第 号にて補助金の交付決定を受けた浜松市勤労者共済事業費補助金について下記のとおり変更したので申請いたします。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

第6号様式（第6条関係）

浜松市指令産総雇第 号
年 月 日

申請者の氏名又は名称

浜松市長

補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった浜松市勤労者共済事業費補助金
について、年 月 日付け浜松市指令産総雇第 号にての交付決定を下
記のとおり変更いたします。

記

交付決定額

交付変更承認額

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は
名称

補助事業実績報告書

年 月 日浜松市指令産総雇第 号により補助金交付の決定を受けた事業が下記のとおり完了したので報告いたします。

記

- 1 完了年月日
- 2 事業の内容・成果（事業報告書）
- 3 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金（収支報告書）
- 4 補助金の交付申請書と相違した場合はその理由
- 5 交付確定を受けたい額
- 6 その他

（浜松市記入）

上記報告事項について審査いたしました。

年 月 日

審査担当者氏名

審査結果の意見

第 8 号様式（第 9 条関係）

浜産総雇第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金の確定通知書

年 月 日付けの補助事業実績報告書を審査の結果下記金額を浜松市勤労者共済事業費補助金として確定いたします。

記

金		百			千			円
---	--	---	--	--	---	--	--	---

注 上記確定額に不服がある場合は、書類受領後 5 日以内に書類をもって市長に異議の申立ができます。

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は
名称

補助金概算払承認申請書

年 月 日浜松市指令産総雇第 号により交付決定を受けた浜松市勤労者共済事業費補助金を特別のご詮議により概算払されたく申請します。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする時期

第10号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は
所在地
請求者
氏名又は
名称

請求書

浜松市勤労者共済事業費補助金(月分)について、下記のとおり請求します。

記

金		百			千			円
---	--	---	--	--	---	--	--	---

【支払先】

口座名義
金融機関名
口座種別
口座番号